

保険料率改定の考え方

1. 保険料率算定の財政運営期間

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年間の財政運営期間における医療給付費等見込額に応じて定めることになっています。

このことから、平成22年度及び平成23年度の財政運営期間においても、当該期間に見込まれる医療給付費等見込額を算出し、保険料率を改定しました。

表1 保険料率算定の対象期間

NO	年度	算定根拠
	H20年度保険料 H21年度保険料	H20～H21年度の医療給付費及び保健事業、 葬祭費等見込額の約1割分
	H22年度保険料 H23年度保険料	H22～H23年度の医療給付費及び保健事業、 葬祭費等見込額の約1割分

上記の「医療給付費」とは、加入者（被保険者）のみなさまが、医療機関で支払う窓口負担分を除いた医療費のことです。医療給付費は、広域連合から医療機関に支払われています。

2年間の財政運営期間の中で、制度運営に必要な医療給付費等の約1割分を「保険料」として加入者のみなさまから納めていただくことになっており、2年ごとの保険料率の改定は、広域連合が行います。

2. 保険料率引き上げの要因

保険料率改定の実施にあたり、国から全国ベースでの試算結果が示されました。この試算では、全国ベースで約14.2%という大幅な引上げが見込まれています。

表2 厚労省が試算した保険料増額要因と上昇率見込（全国ベース）

No	保険料上昇要因	上昇率	説明
	一人当たり医療費の上昇	約 4.6%	被保険者個人の支払う医療費の増加
	後期高齢者負担率の上昇	約 2.6%	医療給付費に対して後期高齢者が負担する保険料の割合 若人人口の減少により、若人1人当たりの負担が増加するため、負担割合の調整を行うもの
	医療費算定期間の変更	約 4.3%	H20、21年度の算定期間は23か月であったが、H22、23年度の算定期間は24か月となるもの
	被保険者の所得減少	約 2.0%	被保険者個人の所得の減少等
	合計	約14.2%	

全国ベースで、大幅な保険料引き上げが見込まれる中、秋田県でも保険料率の引き上げが避けられない状況となっていました。秋田県広域連合が実際に使用した保険料率算定の基礎資料の一部を以下に記載します。

< 要因 1 > 1人当たり医療給付費の上昇

表3 秋田県内の医療給付費の状況

単位(千円)

項目	H20年度	H21年度	H22年度見込	H23年度見込
療養給付費	104,995,429	121,754,307	126,534,030	131,515,320
療養費	532,513	701,782	729,332	758,044
高額療養費	3,210,686	3,829,797	3,980,144	4,136,831
高額介護合算療養費			296,834	296,834
合計	108,738,628	126,285,886	131,540,340	136,707,029
被保険者一人あたりの医療給付費	642	729	743	756
一人当たりの医療給付費対前年度上昇率		13.60%	1.83%	1.82%

H22年度以降の金額については、厚労省の示した数値等を参考にしながら推計したものと見なされています。

表3のとおり、秋田県においても1人あたり医療費給付費が増加する見込みとなっています。また、前年度にはなかった高額介護合算療養費の給付が始まる予定であることも、1人あたり医療費給付費を上昇させる要因となっています。

< 要因 2 > 後期高齢者負担率の上昇

表4 秋田県内の被保険者数(各年度の平均値)

(単位:人)

年度	H20年度	H21年度	H22年度(見込)	H23年度(見込)
被保険者数	169,384	173,167	177,131	180,796
対前年度比	-	2.23%	2.29%	2.07%

表4のとおり、秋田県内の被保険者数(加入者数)は前年度比で2%以上増加しており、これから数年間、増加傾向が継続すると見込まれています。

表5 後期高齢者負担率の状況（国提示数値）

保険料年度	平成20～21年度	平成22～23年度
後期高齢者負担率	10.00%	10.26%

「後期高齢者負担率」とは、広域連合が医療機関に支払う医療給付費に対して、後期高齢者が保険料として負担する割合のことです。

表4で示したように、後期高齢者医療への加入者が増加している一方、医療給付費の約4割を負担する若人人口は減少しています。若人1人当たりの負担増加を抑制するため、後期高齢者負担率が調整されることになっており、負担率の上昇は、保険料引き上げの直接的な要因になっています。

< 要因3 > 医療給付費算定期間の変更

表6 医療給付費の算定期間

算定年度	平成20～21年度	平成22～23年度
保険料率の算定期間	23か月	24か月

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年間の財政運営期間における医療給付費等見込額に応じて定めることになっています。表6のとおり、今回の改定にあたって医療給付費算定期間が23か月から24か月に増加しているため、算定根拠となる医療給付費が1か月分増加することになります。

これは、後期高齢者医療制度が開始された平成20年4月に、医療給付費の決定がなかったことによります。（以下参照）

医療機関の請求に基づき、広域連合が支払う医療給付費は、翌月に決定されます。

例： 3月分医療費を医療機関が請求 4月に広域連合が支払額を決定

（制度開始時）

平成20年4月分医療費を医療機関が請求 平成20年5月に広域連合が支払額を決定

このように、最初の医療給付費決定が5月であったため、4月に決定した医療給付費はなかったということになり、平成20年度の算定期間は11か月分しかありません。

平成20年3月分までの医療費は、前制度の保険で支払われています。

3 . 保険料率の増加抑制について

医療給付費等の増加により、保険料率の引き上げが避けられない状況の中で、急激な保険料率引き上げによる被保険者の負担増を避けるため、様々な方策が検討されました。

(1) 剰余金 (繰越金) の活用

後期高齢者医療制度の財政運営では、国、県、市町村の負担金、保険料等の収入から、医療給付費等が支出されることになります。

秋田県においては、平成 2 0 年～平成 2 1 年度の 2 年間の財政運営の見込みとして、翌年度に繰り越される剰余金 (繰越金) が約 1 7 億円見込まれることから、これを保険料率の増加抑制のために活用することにしました。

(2) 財政安定化基金の取り崩し

保険料収納率の低下により、当初の収入見込みよりも保険料の収納額が著しく不足した場合や、病気の流行等により医療給付費が急激に増加した場合に生じる広域連合の財政不足に備え、資金の交付や貸し付けを行うことを目的に都道府県に財政安定化基金が設置されています。

今回の保険料率改定にあたって、保険料率の増加抑制のためにこの財政安定化基金を活用できるように国が関係法令等の改正を行う方針を示したことから、本広域連合においても、秋田県と協議を行った結果、基金から約 4 億円の交付を受ける見込みであり、保険料率の増加抑制のために利用することになっています。

4 . 保険料率改定の結果

広域連合で算定した医療給付費見込額等から、平成 22 年度及び平成 23 年度において必要な保険料率を算出し、平成 22 年 2 月に開催された秋田県後期高齢者医療広域連合議会において議決され、保険料率を改定しました。

保険料は、県内の加入者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」に分かれており、それぞれお住まいの市町村を問わず、秋田県内で均一となります。

表 7 旧保険料率及び新保険料率

NO	年度	均等割額	所得割額	一人あたりの平均保険料額 (軽減適用後) 年額
	H20 年度保険料 H21 年度保険料	38,426 円	7.12 %	(平成 20 年度) 38,151 円 (平成 21 年度) 37,108 円
	H22 年度保険料 H23 年度保険料	38,925 円	7.18 %	38,110 円 (推計額)
	前回保険料からの上昇額 -	499 円		1,002 円 H21 年度保険料との比較
	前回保険料からの上昇率 (-) / × 100	1.29 %	0.84 %	2.70 % H21 年度保険料との比較

実際の保険料額は、所得に応じて計算する所得割額が変動するため、所得確定後の 7 月に決定されます。また、世帯状況に応じて均等割額の軽減等があります。

均等割額と所得割率が改定され、上記表のとおり、引上げされることになりましたが、加入者の皆様の医療と健康と生活を支え、安心して医療のサービスなどを受けることができるよう、保険料のご負担につきまして、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。